

長野県知事 様

## 令和 6 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

協定期間	令和 4 年度から令和 6 年度	
会 社 名	直富商事株式会社	
住 所	〒381-0022 長野市大字大豆島3397番地6	
代表者名	代表取締役 木下 繁夫	
許可番号	産廃2018022704 特管産廃2058022704	
積替保管施設 所 在 地 (施設を有する場合のみ、複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所 在 地
	本社工場	長野市大字大豆島3397番地6
	本社第 3 工場	長野市大字大豆島3577番地2
	市場事業所	長野市市場8-4
	秋古工場	長野市篠ノ井山布施字池之平7618番地
	苦桃工場	長野市七二会丁2736番地3
	東御営業所	東御市加沢字上川原138番地1
	松本営業所	松本市大字新村3322番地1
担 当 部 署	コンプライアンス・広報部	
担 当 者 名	高坂 紗也佳	
連 絡 先	T E L	026-222-1880
	F A X	026-222-1881
	電子メールアドレス	n 2210402@naotomi.co.jp
ホームページアドレス	<a href="https://www.naotomi.co.jp">https://www.naotomi.co.jp</a>	

## 1 産業廃棄物 3 R 実践方針

産業廃棄物の減量化・適正処理に全社をあげて取り組む。収集運搬に関しては、以下の項目を重点事項とする。

- 排出業者及び処分業者と処分する産業廃棄物に関する情報を共有し、法規制等に従つて適正な収集運搬・積替え保管を行う。
- 減量化・適正処理に関する情報の収集・研究開発等により、排出事業者・処分業者に助言・提案を行う。
- 保管ヤードや処理施設の地域への公開、データ開示等積極的な情報公開を図る。
- 適切な車両整備、車両運行によりエコ運転に努め、地球環境の保全に貢献する。

## 2 産業廃棄物処理責任者等

職	氏名	職務内容
原料本部長	丸山 和彦	本社工場収集運搬・積替え保管施設に関する管理責任者
本社第3工場 秋古工場 苦桃工場 工場長	久保田 茂幸	収集運搬・積替え保管施設に関する管理責任者
環境本部長	佐藤 善則	市場事業所収集運搬・積替え保管施設に関する管理責任者
東御営業所長	前山 大介	収集運搬・積替え保管施設に関する管理責任者
松本営業所長	関崎 雅弘	収集運搬・積替え保管施設に関する管理責任者

\* 必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

## 3 産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等に関する情報公開

ホームページ及び産廃情報ネット等を利用し、収集運搬に関する廃棄物の種類、運搬方法、運搬実績など運搬車両に関する情報公開を行う。

## 4 積替保管施設の地域への公開（積替保管施設を有する場合のみ）

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
本社工場	有	地元役員を招いての環境懇談会開催 小学生の社会科見学受け入れ 取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
本社第3工場	有	取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
市場事業所	有	小学生の社会科見学受け入れ 取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
秋古工場	有	地域住民を招いての環境懇談会開催 取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
苦桃工場	有	取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
東御営業所	有	地域住民を招いての環境懇談会開催 取引先・各種団体からの施設見学受け入れ
松本営業所	有	地域総会にて業務報告実施

## 5 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
環境教育	IS0140001の取り組みについて、業務との統合を進める。
遵法教育	月に1度、廃掃法及び環境法令の基礎知識についての教育実施。
安全衛生教育	交通安全教育、運転添乗チェック、事故当事者再教育の実施。消防訓練の実施。重機・フォークリフト教育の実施。
外部講習	技術管理者講習会など積極的に参加。

## 6 排出事業者、処分業者への協力要請

排出事業者・処分業者の廃棄物の削減・リサイクルの推進を図る為、資源化率向上の為のノウハウ等を共有するだけでなく、当社廃棄物処理工程を実際に見て頂くことで、信頼と認識を深めるとともに技術的な共有を図る。そして、廃棄物の削減・適正な処理を行うことが、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者にとって最善であることを確認する。

## 7 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

不法投棄・不適正処理を発見した場合の対応方法については、社内教育・朝礼等を通じ従業員へ周知・情報提供の協力を要請する。不法投棄など不適正処理と思われる廃棄物を発見した場合は、直ちに上司に報告すると共に関係機関に通報する。

## 8 自社処理廃棄物の管理方法

1. 中間処理後の自社廃棄物については、各施設において許可されている管理保管基準を順守する。
2. 保管場所の明示を行い、従業員に保管基準を周知し順守している。
3. 解体工事に伴い発生する廃棄物についても品目ごとに分別し適正排出し、定量的に管理している。
4. 保管にあたっては、周囲の環境を損なうことのないよう細心の注意を図る。

## 9 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項（例：運行管理など）

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

1. ISO14001認証取得・維持
2. 排出者への電子マニフェスト加入の普及促進に努める。
3. “地域に愛され、必要とされる会社とする”の理念を基に5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）と花いっぱい運動を進め、処理施設・保管施設・車両・事務所・駐車場の清掃美化に努める。また、毎週木曜日の朝は「清掃環境の日」と定め、周辺道路の清掃を実施する。地域の清掃や草刈り行事等にも積極的に参加すると共に近隣地域の処理困難物及び不用品回収に協力し、地域の社会保全に努め、地域と共生する。
4. 収集運搬車両へ導入したドライブレコーダーを活用し、急発進・急ブレーキ等に対する注意喚起、運転状況の把握等安全運転の実践に努めます。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等